

住宅用火災警報器普及率アンケート調査



京築広域圏消防本部

1 調査の目的

近年、住宅火災による死者数が増えています。平成 15 年から 5 年連続して 1,000 人以上の方が住宅火災で亡くなっています。そのうち 6 割近くが 65 歳以上の高齢者です。今後、高齢化により住宅火災による死者が増加する恐れがあります。

こうした住宅火災による死者を減少させるために、平成 16 年 6 月に消防法の改正が行われ、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。適用時期は、京築広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）により、平成 21 年 5 月末までに全ての住宅に設置しなければならないこととされています。

消防本部では、住宅用火災警報器の設置義務化について、消防広報紙への掲載や講習会、街頭広報、ホームページ等を利用した広報活動を展開し設置推進してきたところです。そこで、この調査はこれらの広報活動に対する効果及び普及率を把握するとともに、住宅用火災警報器に関する意識や認識度を調査し、今後の住宅用火災警報器設置促進に役立て、安全な街づくりのため「住宅防火」を推進しようとするものです。

2 この調査票は、住宅用火災警報器普及率等の調査以外の目的には使用しません。

3 今後も住民の皆さんに住宅用火災警報器の必要性を一層認識してもらえようような、分かりやすく見やすい情報提供を心がけて行きたいと思えます。さらに、消防職員が多くの住民の皆さんと直接対話する機会を捉え、法制化の意義、設置の必要性、効果などについて説明する場に積極的に出向いて行きたいと考えています。

4 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意しましょう

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加しています。消防署や市町役場の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器のあっせんや販売を行うことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。これらの悪質な業者には注意してください。

5 設置しなければならない場所

平屋又は1階のみに寝室がある場合

= 1階の全ての寝室

1階及び2階に寝室がある場合

= 1階・2階の全ての寝室及び2階の階段踊り場

2階のみに寝室がある場合

= 2階の全ての寝室及び2階の階段踊り場

設置する警報器：住宅用火災警報器（煙式）

設置場所

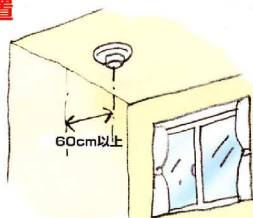


取り付け位置

〈天井の場合〉

▼壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



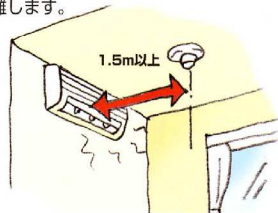
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



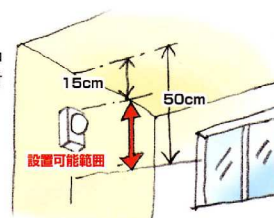
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



このアンケートに関する問合せ先

京築広域圏消防本部・豊前消防署 指導係又は予防係 電話 0979-82-0119(代表)